

平成25年(東)第1479号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件

申立人

相手方 東京電力株式会社

第 2 準 備 書 面

平成25年9月30日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら復代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉



本準備書面では、被ばくにまつわる精神的損害について述べる。

1. はじめに

東電は答弁書において、「被ばくによる精神損害」について、中間指針及び第二次追補、日常生活阻害慰謝料の増額事由についての総括基準などに示された考え方等に照らし、申立人らが本件事故に伴う避難などの過程で被った精神的苦痛を検討する上での考慮要素になり得るとする(答弁書3頁)。そして、本件事故に係る放射線被ばくによる急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、または疾病に罹患する等の健康被害が生じた場合には、精神的損害に対する慰謝料についても、賠償する必要があるとの一般論を示す一方で、放射線被ばくによる身体的傷害に対する慰謝料の要否及びその額は、各人ごとに身体の傷害の具体的な内容及びその程度を踏まえて個別に算定されるべきものとして、申立人各人ごとの個別の立証を要求している(答弁書3から4頁)。

さらに、100 ミリシーベルト未満の被ばくについては、そもそも発がんリスクの存在が科学的に証明されていないとの前提に立ち、また 20 ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは他の発がん要因によるリスクよりも低いと論じている。そして、申立人らの被ばくによる慰謝料は「漠然とした不安感」に過ぎず、科学的な知見からの乖離が甚だしく合理的ではないと結論づけている。その結果、申立人らが受けた低線量被ばくによって、被ばくによる慰謝料を基礎づける程度の具体的な権利侵害が招来されたとは評価できず、被ばくの慰謝料の請求には応じられないと述べている（同 4 頁）。

しかし、2で後述するように、被ばくによる発がんリスクの増加等については、低線量被ばくであっても有意な差が生じているとの知見が権威のある機関から発表されており、健康被害へのおそれは「漠然とした不安」ではなく、科学的な知見に裏付けられた合理的な根拠のある健康被害へのおそれが生じているということである。

また、被ばくによる精神損害は、単に健康被害が生じること、あるいは健康被害へのおそれによってのみ発生するものではない。3で後述するように、一定程度以上の被ばくをしたことが推定される地域、その地域の人間に対する差別、偏見は、既に疑いようもなく存在している。一定程度以上の被ばくをしたこと、あるいはそれが疑われる地域に本件事故当時生活していたことにより、自分やその子孫が将来にわたって差別され続けるのではないか、偏見を持たれ続けるのではないかという不安もまた、被ばくによって生じた賠償されるべき精神損害である。

そして、4で後述するとおり、浪江町の住民である申立人らがこれらの精神的苦痛の原因である被ばくをした背景には、東電による通報連絡協定違反があり、申立人らは、東電が適切な事後対応をしていれば回避することできた被ばくをし、それに伴う精神的苦痛を被った。したがって、東電による通報連絡協定違反による精神損害も賠償されるべきである。

さらに、5で述べるとおり、浪江町が放射性物質によって強く汚染され、現在まで汚染され続けていることは、町民らの帰還を阻害し、そのことを原因に町民がふるさとを喪失したりそれまで築いてきたコミュニティを失うといった町民個々人の損害に結びついている。この点でもこれらの点を総合的に考慮すれば、浪江町民が被ばくをしたことによる精神的損害は当然東電によって賠償されるべきである。

そして、重要なことは、このような被ばくにまつわる精神損害についての慰謝料は中間指針では考慮されていないということである。したがって、これらの被ばくにまつわる精神損害についても慰謝料を支払うとなれば、申立人らの精神的損害への慰謝料は月額 10 万円を当然に上回ることとなる。

2. 漠ぜんとした不安感ではなく、具体的な健康被害へのおそれがあること

(1) はじめに

東電は答弁書において、申立人らの被ばくによる健康被害へのおそれについて、「漠ぜんとした不安感」に過ぎず、科学的な知見からの乖離が甚だしく合理的ではないとする。そこで、本章では、まず低線量被ばくによって癌発生のリスクが高まることの一般的な考え方、医学的機序について論じた上で、実際に浪江町民らが本件事故によって被ばくをしたという事実について述べる。そして、申立人らの健康被害へのおそれは合理的な根拠を有するものであることを論ずる。

(2) 低線量被ばくがもたらす健康被害

ア. 被ばくによって癌になるメカニズム

被ばくによって癌になるメカニズムを簡単に説明すると次のとおりである。

- ① 放射線によって遺伝物質である DNA が切断される（クラスター損傷）
- ② 切断された DNA が修復に失敗すると、突然変異が生じ、細胞の癌化が生ずる。
- ③ DNA の損傷、修復の失敗及び突然変異は確率的に発生するため、被ばく量に比例して細胞の癌化が生ずる。

このうち、①の DNA の切断について、DNA は通常 2 本の鎖で構成されており、2 本の鎖の DNA は切れにくい。ところが、細胞分裂をしている時などは 1 本の鎖になり、そのときは切れやすくなる。そのため、細胞分裂が盛んな胎児、幼児は DNA の損傷の危険が高く、放射線障害を受けやすくなる。

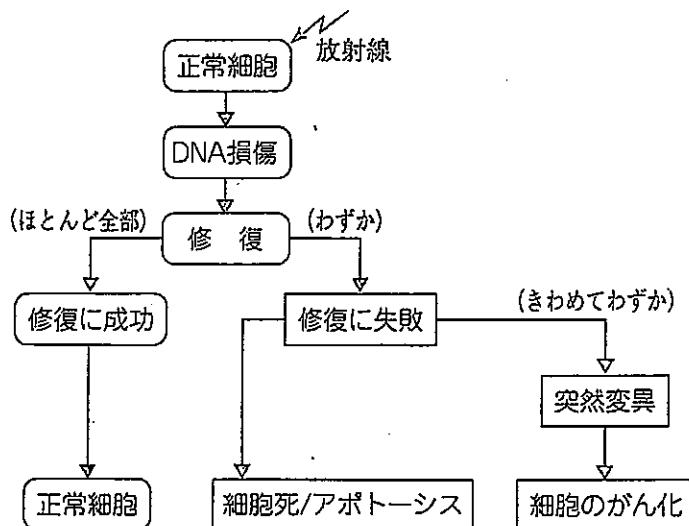


図1-14 放射線による細胞への影響

1 土居ら「低線量放射線と健康影響」(医療科学社) (甲 106・46 頁) の図より引用

イ. 内部被ばくと特定組織の癌との関係

体内に放射性物質を取り込んでしまった場合（内部被ばく）は、人体の特定の組織に蓄積してその部位を癌化させることになるため、外部被ばくのみの場合に比べて、より一層、癌になる危険が高まる。

放射線の生体への影響の大きさは、生体の組織や臓器によって異なり、細胞分裂の盛んな組織や未分化な組織は放射線の感受性が高く組織荷重係数が大きいものとされる（たとえば、生殖腺は 0.2、赤色骨髓、結腸、胃、肺は 0.12、肝臓や甲状腺は 0.05、皮膚は 0.01 とされている）(甲 107・37 頁)。

ヨウ素 131 は甲状腺に選択的に集積し、セシウム 134、セシウム 137 は筋肉をはじめ、骨、肝臓、腎臓、肺など全身に分布し、ストロンチウム 90 は骨へ選択的に集積する。

特にヨウ素 131 は、放射線の感受性が高い甲状腺において癌を生じさせる危険があるが、その質量が軽いため、本件事故により浪江町全体、その避難経路及び避難先に多く降り注ぎ、多くの浪江町住民がこれを体内に取り込み、将来甲状腺癌に罹患するリスクを抱えているのである。

ウ. 低線量被ばくと癌との関係

被ばくと癌の発生との関係であるが、被ばく線量 100 ミリシーベルト以上の場合は、被ばく線量が増加するのに比例して、癌の発生率が上昇することが認められている。

また、ICRP（国際放射線防護委員会）は、100 ミリシーベルト以下の低線量被ばくの場合も、被ばく線量が増加するのに比例して癌になるリスクが高まるとしている。ICRP は、専門家の立場から放射線防護の原則に関する勧告を行う国際学術組織であり、その勧告は国際的に権威があるものとされ、国際原子力機関（IAEA）の安全基準、世界各国の放射線障害防止に関する法令の基礎にされている。

この点、東電は答弁書において、そもそも発がんリスクの存在が科学的に証明されていないとの前提に立ち、また 20 ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは他の発がん要因によるリスクよりも低いと主張する。しかし、これは申立人らの精神的苦痛を否定する理由にはなり得ない。

本件において、申立人らが主張しているのは、被ばくによる健康被害のおそれによって精神的苦痛が生じているということである。そして、かかる精神的苦痛は、低線量被ばくによる健康被害がゼロであることが科学的に証明されているのであれば、東電のいう「漠然とした不安感」といえる余地もあるかもしれないが、現時点においてそのような科学的な証明はなく、むしろ、権威ある国際機関が低線量被ばくにおいても癌になるリスクの増加という点で健康被害のおそれを認めているのであるから、合理的な根拠に基づくものといえる。

そして、低線量被ばくによる健康被害が否定し得ない以上、他の発がん要因によるリスクとの比較は、精神的苦痛の存在を否定する理由にはなり得ないのである。

このように、申立人らの被ばくによる健康被害のおそれによる精神的苦痛は合理的な根拠に基づくものであり、また、かかる精神的苦痛は中間指針に明記されていないのであるから、個別の損害として、慰謝料の算定要素として考慮すべきである。

(3) 浪江町町民が本件原発事故により実際に強く被ばくしたこと

では、申立人らがどれほど被ばくをしたのかについてであるが、これまでに複数の研究機関が、浪江町の町民の被ばく量を推計した調査結果を発表している。

世界保健機関（WHO）の調査による推計では、浪江町住民の放射線被ばくは、調査対象地区のなかで最悪となっている。土壤由来や呼吸による吸入、食事による被ばくなどによって、事故後4ヶ月間で全身被ばく量は浪江町民の全年齢で10～50ミリシーベルト、浪江町の乳児（1歳児）の甲状腺被ばく量については100～200ミリシーベルトと推計されている（甲111）。

また、弘前大学被ばく医療総合研究所が行った調査によれば、最大の甲状腺被ばくを受けた者は浪江町に残った成人で33ミリシーベルトと推計された。この調査は、2011年4月11日から16日にかけて、甲状腺内の放射性ヨウ素濃度を調べ、逆算して原発事故翌日の3月12日時点の放射性要素の被ばく量を算出したものである（以上について甲112）。

さらに、2013年1月27日には放射線医学総合研究所が、浪江町の1歳児の甲状腺被ばくを20ミリシーベルトとする推計を発表している。これは、本件原発事故直後に圏内で実施した子ども約1000人の甲状腺検査の実測値や、9市町村分のホールボディカウンターによる全身の内部被ばく線量、放射性物質の拡散予測を組み合わせて推定計算したものである（以上について甲113）。

次に、外部被ばくについて行われた調査・推計に関してであるが、福島医科大学の調査・推計によれば、浪江町民における本件原発事故後4ヶ月間の外部被ばくについて、8名が15ミリシーベルト以上の被ばく、38名が10～15ミリシーベルトの被ばく、89名が5～10ミリシーベルトの被ばくをしたと推計されている。また、同調査により、浪江町、川俣町、飯舘村の町民のなかから、最大で25.1ミリシーベルトの被ばくをしたと推計された者がいた。この調査は、対象者町民の事故後の行動についてアンケート調査を実施し、その結果に環境中の放射線の線量実測データを組み合わせて推計値を算出したものである（以上について甲114の1、114の2）。

最後に、内部被ばくと外部被ばくを区別せず、住民の総体的な被ばく量を調査・推計した日本原子力研究開発機構（JAEA）によれば、汚染発生後1年間の実効線量は、浪江町が最大で10～50ミリシーベルトと推計され、

生涯線量のおよそ3分の1程度が事故発生後の1年間で生じていたとまとめている。この調査は、外部被ばくと内部被ばくについて各市町村の測定データを利用し、福島県内の社会調査による住民の生活習慣を組み合わせて推計したものである（以上について甲115）。

以上のとおり、浪江町の町民は本件原発事故により、実際に被ばくをし、しかも他の地域の住民よりも強く被ばくしてしまったのである。

（4）小括

ここまで述べてきたように、20ミリシーベルト以下の低線量被ばくであっても健康被害についておそれを抱くことは合理的な根拠がある。そして、実際に申立人らは本件事故によって低線量であっても被ばくしており、合理的な根拠を有する健康被害のおそれを抱いたことについて中間指針では考慮されていないことから、この点について慰謝料を認めるべきである。

3. 被ばくによって差別や偏見が生じていること

本件事故によって浪江町民の多くが被ばくしたことによって、具体的な健康被害だけでなく、避難先などで差別、偏見を持たれながらコミュニティを築くことを強制されることなど、精神的損害が生じている。

被害実態報告書（甲100）によれば、現実に受けた差別として、

- ・「子供が一番精神的につらい思いをしたと思います。福島から来たということでクラスの子に『放射能』を浴びてると言われて帰ってきたこともあります。」（30代女性）
- ・「子供が転入先でいじめに遭い、けがもした。浪江から来たというと、「ばいきんまん」のような言葉の苦痛を受けた。」（40代女性）
- ・「千葉に避難していたとき、子どもが嫌がらせを受けた。自転車のパンク、放射能がうつるなどと言われた。東電からお金をもらっているからいいわね、と言われた。」（40代女性）
- ・「孫の学校でのいじめ、放射能がうつる、汚い、さわるな、浪江町での学校であればこんなことはなかったであろう。思い出すと悔しくて情けない。」（50代女性）

・「県内・県外のどこに避難しても差別される。必ずどこからきたのか尋ねられ、浪江町と答えると、放射能がついていると思われ、さけられたりいつも嫌な思いをする。身を潜めて生活している。」(40代女性)
といった事実があげられている。

また、将来にわたる差別、偏見への不安として、

・「娘と主人がホールボディー検査で数値が出ているので、娘の将来がとても不安です。甲状腺も A2 判定なので何かあったらと怖いです。差別などで将来結婚できなかつたらどうしよう。この検査結果も将来配偶者や両親に見せて了解を得てからじゃないと相手方に悪い気がしてしまう。傷よりひどいものを背負わされた。」(30代女性)

・「家族、子供の健康のことを考えると、毎日が不安。今後の生活を考えるとどの決断をしたらあっているのか、決断を迫られることが多い。将来的に被曝したことに対して差別されたりするのではないかと考えると苦痛。生活費の増額。家を失った喪失感。」(30代女性)

・「スクリーニング検査を被災して受けた時も、針がふりきった程。シャワーでおちますよと言われたが、とても信じられない。年月が経って、身体に何らかの病となつて出てくるのではないかと不安は尽きない。差別等を受けるのが不安なので、避難先では被災者であることが言えない。」(40代女性)

・「被曝による風評が子供の結婚や出産に影響しないか心配。」(50代女性)

・「国や東電、学者などは放射能など気にするなというが、全国共通、気にせず暮らしていても平気な人はいるわけがない。浪江で生活できるとは考えていない。しかし、他地域で生活しても差別や偏見は受ける。」(40代男性)

・「放射能に対して今後偏見が根付いて娘が大人になった時に支障にならないか不安。そしてすごく放射能を気にしすぎる人もいてその温度差が生活や育児において苦痛を感じることもある。夫が建設業で仕事があるのはいいことでもあるが、線量が高い所での作業、不衛生な中(豚の死がい処理、手の洗えない環境)での作業が苦痛に思う。」(20代女性)

・「今独身だが、被曝しているのではないかと偏見の目で見られ、結婚することは難しいのではないかと思う。」(20代女性)

・「避難場所が幾度も変わるたびに落ち着かない。一緒に学校にかようはず

の友達が、ほとんど県外に行ってしまい、県内にいていいのか不安ばかり。体にセシウムが入ってしまったことがショックだった。将来、結婚や出産で差別されたり問題がおきたりしないか怖い。家族全員で夕飯を食べられなくなつた。避難者と見られるのが辛い。」(20歳未満女性)
といった事実があげられている。

これらの中には、将来にわたる健康被害への不安から、差別や偏見が生じているものもあるが、それだけではなく、健康被害以外の面から差別や偏見が生じているものもある。とりわけ子どもや未成年者については、被ばくによる健康被害がすぐには明らかにはならないことや、これから結婚、出産を控え、遺伝等についても心配しなければならないことからすれば、このような差別、偏見の問題はより深刻なものとなる。確かに、このような差別、偏見については差別、偏見をする者が悪いという面があることは否定できないが、一方で実態のよくわからない被ばくについてこのような差別、偏見が生じてしまつてもやむを得ない面もある。そして、本件事故で被ばくさえしなければこのような問題が起きなかつたことを考えれば、差別、偏見についても精神的損害は東電が賠償すべきと考える。このような賠償もまた中間指針には含まれていないことから、慰謝料の増額事由として考慮されるべきである。

4. 東京電力の通報連絡協定違反によって恐怖にさらされ不要な被ばくにあつたこと

(1) 東京電力が通報連絡協定に違反したこと

浪江町は東京電力との間で原発トラブルの際に情報連絡を徹底する通報連絡協定（甲7）を締結していた。これによれば、原子炉を停止したとき（第1条(4)）や、核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏洩したとき（同(10)）、原子炉施設に関し人の障害が発生し又は発生するおそれがあるとき（同(14)）、その他発電所敷地内で起きた事故であつて周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき（同(15)）、その他必要と認められる事項（同(16)）の各事項が発生した場合、東電は浪江町に対して、発生後直ちに連絡（原則として電話又はファックス）することが定められている。これは、原子力発電所に異常が生じた場合の影響力の大きさ等に鑑み、速や

かに情報を共有して町がその状況に応じた適切な対処をとることができるようにするために締結されたものである。隣の自治体に原発がある自治体として、住民の身体、健康を守り、安心して生活するためにはなくてはならない協定であり、絶対に守られなければならない協定である。

ところが、今回の地震において、地震発生から 4 日後である 3 月 15 日に浪江町が二本松市へ全町避難するまでの間、東電から浪江町に原発事故について連絡を受けることは一度もなかった。これは明確に通報連絡協定に違反している。そして、ただ単に通報連絡協定に違反したというだけではなく、通報連絡協定に違反したことによって浪江町の町民は 4 日間情報を与えられず不安な状況にさらされた。さらに、情報が伝えられなかつことによって不要な被ばくを受けることにもなった。これらは当然慰謝料の対象となるべきである。

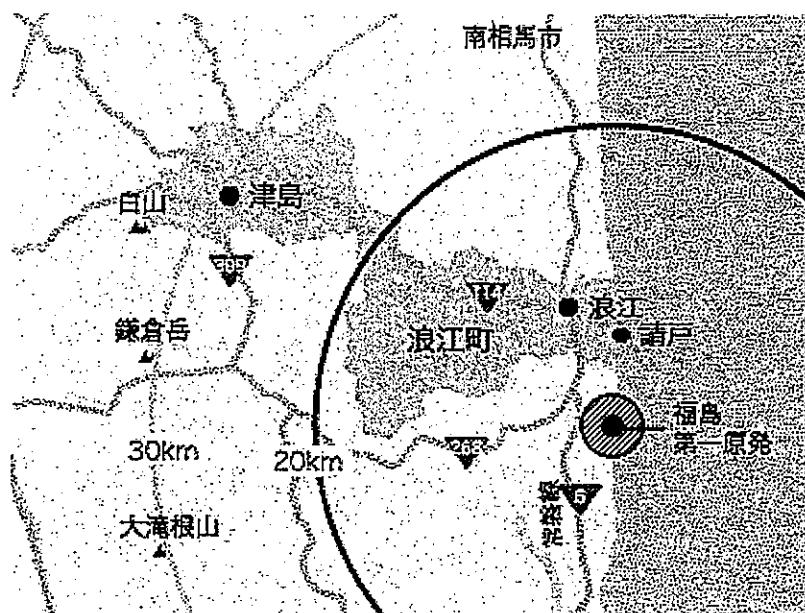
なお、この点について、東電は答弁書の中で、本件事故直後に東電から浪江町へ連絡ができなかつたことは、東日本大震災や津波の影響により通信機器に不具合が生じたことによるものであり、本件事故の発生直後から当時の限られた手段の中で、浪江町に通報すべくできる限りの努力はしたと述べる。また、平成 23 年 3 月 13 日に、東電社員が浪江町役場を訪問して本件事故の状況を説明し、15 日からは東電社員が浪江町の職員に帯同し、隨時、本件事故の進捗状況を説明することができる体制をとったと主張する。しかし、3 月 13 日に東電社員が浪江町役場を訪問して事故の状況を説明したという事実はなく、3 月 15 日に二本松へ全町避難するまで東電から浪江町に対して原発事故についての連絡は一切なかつた。また、近隣の他の市町村へは地震直後の段階から東電の社員が現地に入るなどして情報を共有しており、浪江町へは 15 日まで連絡がなかつたことについて、答弁書で主張するような、震災や津波の影響により通信機器に不具合が生じたことは理由にならない。また、事故の発生直後から当時の限られた手段の中で、浪江町に通報すべくできる限りの努力はしたとの点も他に取りうる手段はあったと言える。

(2) 津島地区は特に放射線物質に強く汚染されたこと

2011 年 3 月 11 日に発生した本件原発事故により、福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）から大量の放射性物質が周囲に飛散した。事故直後の風向きおよび同月 15 日からの降雨による影響から、特に福島第

一原発から北西の方向に多くの放射性物質が飛散し、その土壤に付着する結果となつた（甲 54 の 2）。

浪江町役場は福島第一原発の北約 8 キロメートルに位置し、町の土地は役場から北西に向かって伸びている。浪江町は、町全体が放射線物質に強く汚染されることとなつた。



ところで、2011 年 3 月 16 日に浪江町津島地区で採取された土壤からは、ヨウ素 131 が 1 キログラムあたり 10 万ベクレル、セシウム 134 が 1 キログラムあたり 2 万ベクレル、セシウム 137 が 1 キログラムあたり 1 万 9000 ベクレル、ストロンチウム 89 が 1 キログラムあたり 81 ベクレル、ストロンチウム 90 が 1 キログラムあたり 9.4 ベクレル検出されている（甲 101）。

これらの津島地区での値がどれほど高いものであるかを検討するにあたつて、まずは浪江町各所での事故前後の空間放射線量を比較検討する。

No.	測定地点名	震災前測定値 (H22. 4. 1~ H23. 3. 10)		震災後測定値 (H23. 3. 11~ H23. 3. 31)		今年度測定値 (年間平均値)		過去の測定値の範囲	
		平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値

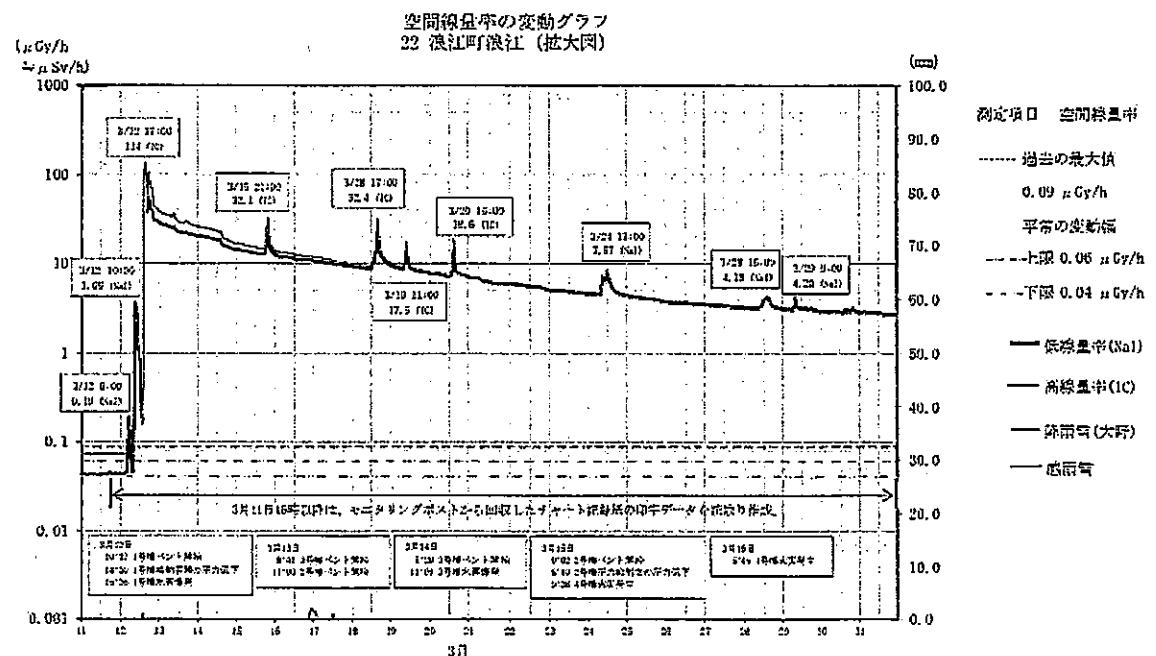
20	浪江町諸戸	37	83	37	37	37	83	37~38	69~137
21	浪江町棚塩	51	103	51	52	51	103	49~52	74~146
22	浪江町浪江	45	89	9,380	134,000	582	134,000	44~52	71~88
23	浪江町幾世橋	39	78	4,920	59,700	91	59,700	39~42	59~90

甲 102・23 頁：「平成 22 年度原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書」
(福島県・東京電力作成) より

本件事故以前 (2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 10 日の間)、浪江町浪江の空間放射線量は、最大で毎時 89 ナノグレイ (毎時約 0.07 マイクロシーベルト)、平均で毎時 45 ナノグレイ (毎時約 0.03 マイクロシーベルト) であった。

これに対して、本件事故直後 (2011 年 3 月 11 日～同月 31 日)、最大毎時 13 万 4000 ナノグレイ (毎時 107.2 マイクロシーベルト)、平均で毎時 9380 ナノグレイ (毎時約 7.5 マイクロシーベルト) を記録している。

下図は、浪江町浪江における本件事故発生前後の空間線量をグラフ化したものである (甲 103)。



これを見れば、事故を機にそれまでとは桁違いの放射線物質が飛散したことは一目瞭然である。

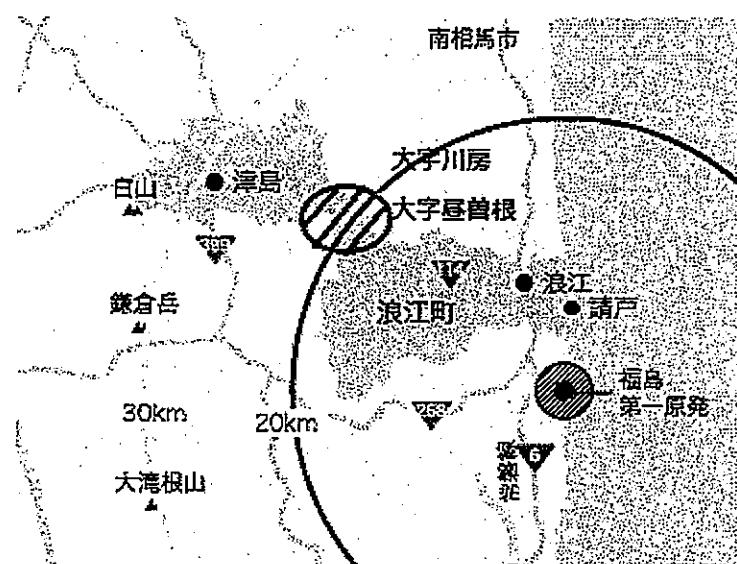
一方、2011年3月15日時点での津島地区周辺の線量については、「文部科学省のモニタリングカーを用いた福島第1発電所及び第2発電所周辺の空間線量率の結果について」(甲104)で明らかになっている。

この資料では、以下の3地点の3月15日時点での空間放射線量が明らかになっている。

測定点①浪江町大字川房地内 每時 330 マイクロシーベルト

測定点②浪江町大字昼曾根地内 每時 270 マイクロシーベルト

測定点③浪江町大字昼曾根地内 每時 255 マイクロシーベルト



一方、同年3月16日時点の「福島県による緊急時環境放射線等モニタリング実施結果」(甲105)によれば、浪江町と飯館村の一部を除けば、それ以外の地域毎時30マイクロシーベルト以下である。浪江町はいずれの地点でも計器の測定限界値を振り切っている。

緊急時環境放射線モニタリング結果(3月16日:第1班)

地点	3月16日	測定値単位($\mu\text{Sv}/\text{h}$)		
	往路	測定時間	測定値	備考

38	浪江(県34+国114交差点)	15:22	>30	
39	浪江(国114、坂守橋)	15:26	>30	
40	浪江(国114+県50文差点)	15:30	>30	
41	浪江(国114、原波トンネル)	15:31	>30	
42	浪江(国114、浪江高校津島分校)	15:40	>30	
43	浪江(国114+国399交差点)	15:42	>30	
44	浪江(国114、浪江町-川俣町境)	15:45	>30	

(なお、上記表のうち、No.38、39=浪江町大字室原地内、No.40=浪江町大字川房地内、No.41=浪江町大字昼曾根地内、No.42～44=浪江町大字津島地内)

(3) 浪江町町民の多くが本件原発事故直後に線量の高い地域に避難・滞在したこと

本来であれば、町は、通報連絡協定にしたがって東電から原発事故についての連絡があり、その情報にしたがって町民の安全を守るべく避難指示等を出すことができた。ところが、東電からの連絡がなく、3月12日にテレビ報道によって本件原発事故の発生を知った馬場町長は、とにかく町民を原発から離れた地域に避難させようとの思いから、町民に対し、津島地区にあるつしま活性化センターへの避難を呼びかけ、避難を開始した。その結果、多くの町民が津島地区に集中することになった。

しかしながら、これまで見てきたように、津島地区は浪江町の北西部に位置し、放射性物質による線量が他の地域と比較して特に高かった。

すなわち、東電から本件原発事故に関する情報が全く提供されなかつたことから、浪江町民はより線量が高く、被ばくの危険性の大きい地区に避難・滞在することとなった。

その後、3月15日に浪江町は二本松市にある東和地区への避難を決定したもの、津島地区の町民の中には家畜の世話等がありすぐに避難できない者が多数存在した。また、福島第一原発から相当程度離れていることや放射性物質による汚染情報もなかったことから、急を要すると考えない町民も存在していた。

政府は、同年3月25日に福島第一原発から20～30キロメートル圏内の住民に対して自主的避難要請をおこない、同年4月22日に津島地区を含む浪江町北西部を計画的避難区域に指定した。

これを見て、浪江町は、あらためて津島地区に存在している町民に対して、数回にわたって避難指示を出したが、この間、避難者は長期にわた

って津島地区で過ごすこととなった。

このように、浪江町の町民は、本件原発事故直後、より線量の高い地域に避難・滞在することを余儀なくされ、本来であれば避けることができた被ばくにあうことになった。そしてその原因の一つに事故発生直後に東電から浪江町に連絡がいかなかつたという協定違反があるということである。

(4) 十分な情報を与えられないまま「4日間の恐怖」にさらされ避難させられたこと

とりわけ3月12日から15日までの4日間については、申立人らは東電の通報連絡協定違反があり、浪江町民には原発の動向、放射線物質の飛散方向等について情報を与えられないまま避難することとなった。

本来であれば、申立人らは原発に事故が発生した場合、十分な情報を与えられた上で、自らの判断でどこに避難をするのかを決める権利がある。そのために、通報連絡協定が結ばれ、町をとおして町民にまで原発の事故状況が伝わることになっていた。ところが、申立人らは3月12日から15日までの間、全く情報を与えられないまま避難することを余儀なくされ、その結果、放射線量の高い地域へ避難してしまっていたのである。これは避難について十分な情報を与えられた上で、自らの意思と決断によって避難をするという権利が侵害されたということである。

そして、申立人らは、結果として放射線量の高い地域に避難していたことを後から知り、その間、野外で焚き火をして暖をとり、炊き出しを行い、子供達を遊ばせるなどの避難活動をしたことによって被ばくをした可能性があることを強く後悔している。

このような後悔はまさしく、避難について十分な情報を与えられた上で、自らの意思と決断によって避難をするという権利が侵害されたことによつて生じたものであり、この権利侵害については独立して慰謝料が認められるべきである。

5. 浪江町全体が強く汚染されていること

(1) 町全体が強く汚染されているデータ

これまで述べてきたことに加え、3月15日以降も、浪江町は強く汚染されている。環境省による土壤モニタリング検査では、2011年11月21日に採取された浪江町の土壤から1キログラムあたり34万ベクレルの放射性セシウムが検出されている（甲116、甲117）。また、町が行った検査結果（甲118）によれば、2013年2月22日に採取された土壤から1キログラムあたり92万6000ベクレルの放射性セシウムが検出されている。

環境省が定める指定廃棄物の基準は、1キログラムあたり8000ベクレル以下であること（甲119）からも、浪江町が現在に至るまで強く汚染されていることがわかる。

(2) 今なお町全体が強く汚染されていることは町民の慰謝料の増額事由として評価すべきである

このように浪江町は今なお町全体が放射性物質に強く汚染されている。また周辺の自治体と比較しても強く汚染されていることがわかる。

このADRでは、申立人である浪江町民の精神的損害の賠償が大きなテーマになっている。そしてその要素の一つとして、被ばくによる慰謝料を主張しているが、この被ばくによる慰謝料は必ずしも個々の申立人が受けた被ばくだけを考慮すればいいというものではない。浪江町では、3月12日に福島第一原発から半径10km圏内の町民の避難を決め、津島地区へ避難することとなった。その後、15日には二本松市への全町避難を決め、多くの町民は二本松市へ避難することとなった。したがって、町民が実際に受けた被ばくだけを考えるならば、3月15日頃までの放射性物質による汚染が検討対象であり、その後の汚染は被ばくについての慰謝料として検討対象から外れるようにも思える。

しかし、町民が避難した後も、浪江町は放射性物質に汚染され続けている。このことは、町民が町へ戻ることを阻害し、また町民が一時帰宅する際の被ばくの危険性を高め、さらには町全体が復興することへの大きな障害となっている。これらはすべて浪江町の構成員である町民1人1人の損害として考慮すべきと言える。町民が避難さえすれば、その後に町が汚染され続けても

何ら賠償の対象にならないというのは不合理な話である。その場に町民がいなくとも、町が汚染され続けることによって、最終的には町民がその損害を被ることになることからして、事故発生から現在に至るまで、町全体がどれほど放射性物質によって汚染され続けているかは慰謝料の額を算定する上で重要な考慮要素である。

6. 結語

本件事故によって浪江町には多量の放射性物質が飛散した。このことによる精神的損害は非常に多岐にわたる。合理的な根拠のある健康被害のおそれがあることに加え、浪江町民への差別や偏見を呼び起こすこととなった。さらには、町民らの浪江町への帰還を阻害することにもなり、町の復興への大きな障害にもなっている。このことによって町民らがふるさとを失い、これまで築いてきたコミュニティを失うことにもなった。そしてその背景には、東電による協定違反があった。

原発が事故を起こして放射性物質を飛散させるということは絶対にあってはならないことである。このことによって原発の周辺に住んでいる住民の生活は物理的にも精神的にも極めて深い傷を負った。

ところが、東電は自らの起こした事故の大きさ、それによって住民たちがどれほど苦しんでいるかに真摯に目を向けることをせずに、自らの責任を回避する対応に終始している。このような態度は決して許されないものである。

被ばくにまつわる精神損害はまだ全容は明らかになっていない。この損害がどれほど大きいもののかは、これから何十年も経ってから明らかになるかもしれない。しかし、申立人らは深い傷を負いながらも生きていかなければならない。そのためにも、中間指針では考慮されていない被ばくにまつわる精神損害について慰謝料が認められるべきである。

以上